マイクロチップ登録制度運用機関各位

マイクロチップ登録制度運用機関において管理されている登録情報の 法定登録への移行について

指定登録機関

公益社団法人日本獣医師会

このたび、官報(令和3年6月16日付け第514号)のとおり環境省告示第43号

をもって、マイクロチップが装着された犬又は猫に関する所有者情報等の登録事務等

を国の代わりに実施する指定登録機関に本会が指定されました。

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正

する法律(令和元年法律第39号)」の規定により、令和4年6月1日の施行前にマイ

クロチップが装着された犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫について環境大臣の登録を

受けること(登録情報の環境省データベースへの移行。以下「移行」という。)ができ

るとされています。つきましては、現在マイクロチップに係る登録制度を運用している

機関に対し、管理されている犬又は猫の所有者情報等の移行について、調整を行いたい

と考えています。移行について御協力いただける機関におかれましては、9月30日ま

でに、下記あてにお申し出いただきますようお願い申し上げます。